

## 日本生態心理学会会則

2000年8月25日制定

(名称)

第1条 本会は日本生態心理学会（英名 **The Japanese Society for Ecological Psychology**）と称する。本会の設立日は2000年8月25日とする。

(事務局)

第2条 本会に事務局を置く。事務局には幹事（若干名）を置くことができる。事務局の所在および事務局幹事の選出方法等は本会則施行細則に定める。

(目的と事業)

第3条 本会は **James J. Gibson** によって構想された生態心理学 (**ecological psychology**)、アフォーダンス (**affordance**) の研究と、会員相互の情報交換を目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会、講習会を開催する。
- (2) 研究大会を開催する。（原則として隔年次、「知覚と行為の国際会議 (**International Conference on Perception and Action**)」の行われない年に開催する。
- (3) ニュースレターを発行する。
- (4) 学会誌『生態心理学研究』を発行する。
- (5) その他、必要な事業を行う。

(会員)

第5条 本会の会員は、生態心理学に関心と理解を示し、本会の趣旨に賛同して、本会の活動に貢献できる会員によって構成される。

- (1) 本会に入会を希望する者は、第6条に定める正会員1名以上の推薦を得て既定の要旨に必要事項を記入して事務局に提出し、理事会の承認を得ることにより会員の資格を得る。

(2) 本会の退会を希望する者は、規定の用紙に必要事項を記入し、理事会に申し出ることによって、会員の資格を失う。

(3) 会員は、理事会の審議により会員としてふさわしくないと判断された場合、会員資格を失うことがある。

第6条 会員の種別

(1) 正会員：生態心理学あるいはこれに関連する領域の専門家であり、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人。

(2) 学生会員：生態心理学あるいはこれに関連する領域に関連する学校の学生であり、会員の割引を希望し認められたものであり、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人。

(3) 賛助会員：本会の目的に賛同し、財政的援助によってその事業に協力しようとする個人または団体。

第7条 会員の権利および義務

(1) 会員は、本会則施行細則に定める年会費を、会員種別に応じて納入しなければならない。

(2) 正会員は、役員選出の際の被選挙権を有する。

(3) 正会員および学生会員は、総会に出席し、審議を行う権利と義務を有する。

(4) 正会員及び学生会員は、第4条に定める各種会合で発表する資格と、学会誌等の配布を受ける権利ならびにそれらに第一著者として投稿する権利を有する。

(5) 賛助会員は、第4条に定める各種会合に参加を許され、また学会誌等の配布を受けるものとする。

(組織・運営)

- 第 8 条 本会の事業を運営するために次の役員を置く。
- (1) 代表 (1 名) 代表は理事長を兼務し、本会を代表して、会務を統括する。
  - (2) 理事 (8 名程度) は理事会を構成し、庶務、会計、広報、学会誌編集、その他本会の運営会務の執行にあたる。
  - (3) 会計監査委員 (1 名) 本会の会計の監査を行う。
  - (4) 選挙管理委員 (2 名) 本会理事の改選時期に合わせて、選挙の管理・運営を行う。
  - (5) 役員の選出方法および任期については本会則施行細則に定める。

- 第 9 条 本会は次の運営組織をもつ。
- (1) 総会 正会員および学生会員をもって構成し、本会の最高機関として会の意思と方針を決定する。定期総会は、代表が 1 年に 1 回以上招集し、本会の運営について議論する。
  - (2) 理事会 理事をもって構成し、正会員の資格に関する審議をはじめとして、本会の事業運営の責任を負う。
  - (3) 委員会 本会の会務を遂行するために、必要に応じて委員長 (1 名)、副委員長 (1 名) および委員 (若干名) によって構成される委員会を置くことができる。委員会設置の詳細については施行細則に定める。

(会費・会計)

- 第 10 条 会費および会計
- (1) 年会費は、会員の種別ごとに本会則施行細則に定める。
  - (2) 次年度予算および前年度決算を本年度総会において審議し決定する。
  - (3) 上記の予算および決算に関する決定は、総会に出席した正会員の 3 分の 2 の承認を得なければならない。

(会則および施行細則の改訂)

- 第 11 条 会則および施行細則の改訂は理事会による提案に基づき、総会での審議を経て、総会に出席した正会員の 3 分の 2 の承認を得なければならない。

附則

- (1) 本会則は、2000 年 8 月 25 日から施行する。

附記

- (1) 本会則は、2000 年 8 月の Robert Shaw 教授来日セミナーを実現するために集まった者によって議論され、決定された。
- (2) 本会則は 2005 年 3 月 14 日に改訂された。
- (3) 本会則は 2008 年 8 月 23 日に改訂された。

## 日本生態心理学会会則施行細則

2005 年 3 月 14 日制定

- 第 1 条 事業年度
- 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。

第 2 条 年会費

- (1) 年会費は、正会員 5,000 円、学生会員 2,000 円とする。また、賛助会員は一口以上 (一口 10,000 円) とする。
- (2) 一か年以上の会費未納者は退会したものとみなすことがある。

- (3) 当該年度の会費の納入期限は、前年度の3月31日とする。ただし、入会する際は、その時点で入会する年度分の年会費を納入することとする。
- (4) 第1号から第3号にかかわらず、会費の納入に係る特例措置について別途定める場合がある。

### 第3条 会員資格の変更

学生会員がその資格を失い、正会員への資格変更を望む場合、資格を失ってから1ヵ年以内に資格変更の申請をしなければならない。手続きは、本会への申告と正会員の年会費の納入のみでよい。

### 第4条 役員の選出

- (1) 代表は、理事の互選により決定する。
- (2) 理事は、別途定める被選挙人名簿から、正会員および学生会員の選挙により決定する。投票は、改選対象となる人数の連記により行う。
- (3) 会計監査委員および選挙管理委員は、正会員の互選により決定する。

### 第5条 役員の任期

- (1) 代表の任期は、1期2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 理事の任期は、1期4年とし、各役員の任期に応じて改選する。ただし、再任を妨げない。
- (3) 会計監査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 選挙委員は、当該選挙終了までを任期とする。

### 第6条 委員会の設置

- (1) 委員会は、理事の提案に基づき、理事会の承認を経て設置される。
- (2) 委員会には、委員長を置く。
- (3) 委員長は、代表が理事の中から推薦し、理事会の

承認を経て任命される。

- (4) 委員長は、必要に応じて正会員（理事を含む）の中から副委員長を理事会に推薦し、理事会の承認を経て配置することができる。
- (5) 委員長は、必要に応じて正会員（理事を含む）の中から委員（若干名）を理事会に推薦し、理事会の承認を経て配置することができる。
- (6) ただし、編集委員会の設置に関しては、別途「日本生態心理学会『生態心理学研究』規定」に定める。

### 第7条 事務局

- (1) 日本生態心理学会事務局  
〒194-8610 東京都町田市玉川学園6-1-1  
玉川大学リベラルアーツ学部佐藤由紀研究室内
- (2) 事務局幹事は、代表が会員の中から推薦し、理事会の承認を経て任命される。

### 附則

- (1) 本細則の変更は理事会の議決により行い、総会の承認を得るものとする。ただし、第7条第1項の事務局所在地の変更は理事会の議決によるものとする。
- (2) 本日本生態心理学会会則施行細則は2005年3月14日より施行する。

### 附記

- (1) 第2条第3項の特例として、2004年度会費の納入期限は2005年3月31日とする。
- (2) 本施行細則は2008年8月23日に改訂された。
- (3) 本施行細則は2018年9月8日に改訂された。なお、施行は同日からとする。